

税が支えるみんなのくらし

市税の期限内納付にご協力を

税金は、市民の皆様のご暮らしに欠かすことのできないさまざまなサービスを安定的に提供していくための大切な財源です。市税の納期限内の納付にご協力をお願いします。

■市税の収納状況

平成26年度の市税の調定額は78億337万円で、収入済額は

税目別	調定額	収入済額	徴収率
市民税	38億9,452万円	38億1,095万円	97.9%
固定資産税	31億1,046万円	30億3,787万円	97.7%
軽自動車税	9,909万円	9,483万円	95.7%
たばこ税	3億3,012万円	3億3,012万円	100.0%
都市計画税	3億6,918万円	3億6,274万円	98.3%
計	78億337万円	76億3,651万円	97.9%

※固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
※徴収率＝収入済額÷調定額

76億3651万円です。徴収率は97・9割で、昨年度と比較すると0・6ポイント上昇しています。

■納期限を過ぎてしまうと

納期限を過ぎてでも納付いただけない場合、納期限内に納付されている方との公平性を確保するため、督促手数料や延滞金を納付していただくこととなります。また滞納処分（差押え）の対象となります。

■税の滞納Q&A

Q. 市税を納め忘れて納期限が過ぎてしまいました。このまま放置しておくでしょうか？
A. 納期限内に納税がない場合、納期限の翌日から延滞金が増算されます。また、納期限後20日以内に督促状を送付します（督

促手数料が増算されます）。

市税を滞納したままであれば、納期限内に納付した人との公平を保つため、財産の差し押さえ（不動産、給与、預金、生命保険など）を行い、滞納している税金に充てる手続きを進めます。

Q. 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられてしまいました。このようなことが許されるのでしょうか？

A. 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経

■差し押さえ実績（平成26年度）

項目	差押件数
給与・年金・預金など	286件
税還付金	81件
不動産	31件
計	398件

過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっていきます。この場合、本人に対して事前の連絡やその同意は必要ありません。

◎市税の納付は便利な口座振替のご利用を

【口座振替の特徴】

- 納期限内に自動で振替されるので安心・確実です。
- 市役所・金融機関へその都度納付に行く必要がありません。
- 一度申し込めば、翌年度も継続して口座から振替されます。
- 【口座振替の申し込み方法】
次のものをご持参の上、口座をお持ちの指定金融機関窓口でお申し込みください。
- 預貯金通帳（または、口座番号の確認ができるもの）
- 通帳の届出印
- 口座振替依頼書

■納税相談のご案内
事情により市税の納期限内に納付が困難な場合や納付方法についてのご相談は、お早めに収納課までご連絡ください。

近隣の指定金融機関・ゆうちょ銀行・収納課窓口に用意してあります。また、各納税通知書にも税目ごとの依頼書が添付されています。

【口座振替ができる市税】

- 固定資産税（都市計画税含む）
- 市・県民税（普通徴収分）
- 軽自動車税
- 国民健康保険税（普通徴収分）

次の各種料金についても、口座振替ができます。

- ・介護保険料（普通徴収分）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
- ・保育料・児童クラブ負担金
- ・市営住宅使用料・分譲住

問 伊奈庁舎収納課 ☎ 58
21111（内線1140）
1144